

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて（令和5年度）

当社は、安全管理規程に基づき運輸安全マネジメントに関する取り組みについて、次のとおり情報を公開いたします。

【安全方針】

**安全・安心を運び
まごころと信頼を届けます**

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- ① 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
- ② 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

（1）交通死亡事故ゼロの継続

令和5年度目標	令和5年度実績	令和6年度目標
0件	0件	0件

※令和2年度末で28年連続死亡事故ゼロを継続しています。

（2）飲酒運転防止の徹底

令和5年度目標	令和5年度実績	令和6年度目標
0件	0件	0件

（3）有責事故の発生件数の削減

令和5年度目標	令和5年度実績	令和6年度目標
27件	25件	27件

(4) 車内人身事故の防止

令和5年度目標	令和5年度実績	令和6年度目標
0件	1件	0件

(5) 車両の点検整備不良による路上故障絶滅

令和5年度目標	令和5年度実績	令和6年度目標
0件	0件	0件

3. 重大事故（自動車事故報告規則第2条に規定する事故）

令和5年度 実績 0件

4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

当社で定めた「安全管理組織図」によります。

5. 輸送の安全に関する重点施策

(1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守し、次のことを行います。

- ① 費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- ② 内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じます。
- ③ 情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- ④ 教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施します。

(2) 傘下のグループ企業と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努めます。

(3) 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全の確保を阻害するような行為を行いません。さらに、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全の向上に協力するよう努めます。

6. 輸送の安全に関する計画

(1) 交通安全・事故防止に対する取り組み

「全国交通安全運動」、「交通事故防止運動」、「模範運転推進運動」、「年末年始の輸送の安全に関する安全総点検」、「車内事故防止キャンペーン」など、各団体が主催する運動を積極的に取り組むほか、会社独自の「人身事故ゼロ運動」、「労使共催夏の事故防止運動」、「冬期80日間事故ゼロ運動」を強力に推進し、公共交通機関としての使命を果たすことに努めます。

(2) 本社における事故防止の取り組み

- ① 自動車事故防止委員会、事故分析及び再発防止対策委員会
- ② 飲酒運転防止対策会議
- ③ 整備技術委員会
- ④ 中央安全衛生委員会
- ⑤ 増収・節約推進委員会

- 6) 教育計画に基づく運転士教育
- (3) 営業所における事故防止への取り組み
 - 1) 営業所事故防止委員会
 - 2) 営業所安全衛生委員会
 - 3) 増収・節約推進営業所支部会議
 - 4) ドライブレコーダー及びタコグラフ解析による指導
 - 5) 事故査定通知書による事故の再発防止指導
 - 6) 全運転士に対する個人面談指導（事故防止、苦情防止、健康管理など）
 - 7) 運転適性診断結果による指導（一般診断、初任診断、適齢診断など）

7. 輸送の安全に関する投資など

- 1) ドライブレコーダー及びタコグラフの増備
貸切バス・高速バスは全車完備しております。
乗合バスは増備し、解析結果に基づき運転士指導に取り組みます。
- 2) 参加・実践型を含む事故防止教育の実施
国土交通省が定めた指針に基づく教育を運転士、運行管理者に対し行います。
- 3) 国土交通省が認定した運輸安全マネジメントセミナーの受講
経営管理部門、内部監査員
- 4) 諸団体が開催する事故防止に関する講習の受講
運行管理者、整備管理者、運転士
- 5) 無事故運転士表彰、事故防止優良職場表彰、労働安全職場表彰

8. 事故、災害等に関する報告連絡体制

当社で定めた「緊急連絡経路図」及び「緊急対策本部組織図」によります。

9. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

当社経営トップが招集する毎年定例の会議において決定した「輸送の安全確保のための年間教育計画」に基づいて実施しています。

10. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

当社の「内部監査手順書」に基づき年1回以上実施します。内部監査の結果は適宜会議に報告され、発見された不具合等へは是正措置や予防措置を要求し継続的改善をはかります。令和元年度の内部監査では、是正すべき不具合等は特に発見されませんでした。

11. 安全統括管理者

代表取締役専務 鈴木 陽 一

12. 安全管理規程

当社のホームページに掲載します。